

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 施行規則（案）に対する意見公募要領

令和2年12月22日  
経済産業省商務情報政策局情報経済課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

近年、デジタルプラットフォームが利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになってきました。他方、一部の市場では規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、商品等提供利用者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえて、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、先日公布された特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）に基づき、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則を策定いたします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（案）」

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局情報経済課（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省本館4階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年12月22日（火）～令和3年1月20日（水）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」  
電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

- (2) 郵送  
意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。  
住所：〒100-8901  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 宛

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-6639

(4) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： s-shojo-digital\_market@meti.go.jp

（電子メールの件名を「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。



